

奈良労働局発表
平成27年5月28日

【照会先】
奈良労働局雇用均等室
室長 栗山 僚子
室長補佐 木村 直美
(直通電話) 0742-32-0210

平成 26 年度男女雇用機会均等法等の施行状況の公表 ～マタハラ、セクハラが相談が増えています！～

きらら



奈良労働局（局長 吉野 彰一）は、平成 26 年度に取り扱った、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、紛争解決援助の申立・是正指導の状況について取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 平成 26 年度の均等法関係の相談総件数は 24.4% 増加し、労働者からの相談件数も 18% 増加。**
 - ・相談の総件数は 260 件と前年度（209 件）から増加し、労働者からの相談は過半数を占める。
 - ・「職場のセクシュアルハラスメント」に関する労働者からの相談は 73 件と、前年度（70 件）から微増。
 - ・「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い（いわゆる「マタハラ」）」に関する労働者からの相談は 17 件で、前年度（15 件）から微増。
- 平成 26 年度の育児・介護休業法関係の相談は労働者からの相談が大幅に増加し、紛争解決援助件数も大幅に増加。**
 - ・労働者からの相談件数は 144 件と前年度（95 件）から増加（前年度比 45.2% 増）した。
 - ・「育児休業等に係る不利益取扱い」に係る労働局長による紛争解決援助の申立が 7 件あり、前年度（1 件）より増加した。
 - ・育児・介護関係について 518 件の是正指導を行っており、9 割強の企業が年度内に是正している。
- 平成 26 年度のパートタイム労働法関係の相談件数は、57.4% 増加。**
 - ・相談の件数は 85 件と前年度（54 件）から増加し、事業主からの相談が過半数を占める。
 - ・相談事項は、「その他」に関する事項が 58 件と最も多い。

（今後の対応）

・雇用均等室においては、これを踏まえ、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談について、引き続き迅速に対応するとともに、職場の両立支援対策の促進のために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の勧奨を行います。

添付資料： 1 平成 26 年度男女雇用機会均等法等の施行状況
2 労働局長による紛争解決援助事例
3 職場でつらい思い、していませんか？ リフレット
4 くるみん認定プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました！リフレット